

0_募集要項等に関する質問への回答（1回目）の補足説明（令和3年7月12日）

募集要項等に関する質問回答（1回目）209番の回答を以下の通り補足いたします。

209番の回答は、法人市民税（市町村民税等）の納税証明を、「法人税及び、消費税及び地方消費税の納税証明」で代用できることを意味しているものではありません。

（様式2-6）3 法人市民税の納税証明書につきましては、国税における「その3の3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）」の様式を指定してはおりません。発行者（市町村長等）が定める様式での証明書を用い、2年間の滞納がないことを証明できるような証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）を提出ください。その際、2年間分を1枚の証明書で証明するか、年度毎の証明書を必要年度分用意いただくかは応募者の任意です。

なお、法人市民税の納税証明書は、応募者の「一宮市入札参加資格者名簿に登載された法人所在地」を管轄する市町村における法人市民税についての納税証明書を提出してください。

（様式2-6）4 消費税及び地方消費税の納税証明書につきましては、国税における、「その3の3様式（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）」を用いた証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）により、最近2年間の滞納がないことを証明してください。